

展示施設利用希望者 様

長野県信濃美術館長

長野県信濃美術館展示施設利用許可要領に定める利用目的について（通知）

このことについては、長野県信濃美術館展示施設利用許可要領第2条に定めるとおり「展覧会等の開催事業」とされていますが、今後、展覧会の開催を主たる事業とするもので、これに付帯した講演会、研修会の開催をあわせて行う事業も利用目的に含むものとします。なお、単独の事業として開催される講演会、研修会は、同条に規定する利用目的に該当しないので、御留意ください。